

第二回川越市汚泥再生処理センター 整備・運営事業者選定委員会の結果

1. 基礎審査について

2社より技術提案書の提出があり、共に技術提案書の不足はなかった。
技術提案書の審査結果は、2社とも適合段階Bであった。
各社へ指摘・確認事項を通知し、回答書の提出を求めることとする。
⇒後日、各社から提出された指摘・確認事項回答書について審査を行い、要求水準書との重大な不整合がないことを確認した。

2. 事前質問について

基礎審査結果の通知と併せて事前質問を通知する。

3. その他

(1) 定量化審査（非価格要素）及び総合評価の日程について

令和6年11月13日（水）とする。

(2) 地方自治法上の学識経験者への意見聴取について

本事業においては、総合評価一般競争入札における落札者決定時の学識経験者への意見聴取は、委員会所掌事務の最優秀提案書の決定と兼ねるものとする。理由は以下のとおり。

<理由>

- ①本事業者選定委員会においては学識経験者を3名含んでおり、その所掌事務は地方自治法上の学識経験者への意見聴取と重複していると考えられる。
- ②一般財団法人日本環境衛生センターがアドバイザーとして関与した同種の入札においても、上記①の解釈から、委員会所掌事務の落札候補者の決定を学識経験者への意見聴取と位置付けて進めていた。

<補足>

地方自治法上、学識経験者の範囲は「当該市町村等において価格と品質で総合的に最も優れた調達を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができる者を幅広く指します。」（国土交通省「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル改訂版（平成20年3月）」より）とされており、本事業者選定委員会の委員3名はマニュアル上で示された学識経験者の一例の条件を満たしている。

〔学識経験者の一例〕

- ・ 大学・工業高等専門学校の教職員
- ・ 国土交通省の職員（事務所の副所長等）
- ・ 都道府県、他の市区町村の土木部局の職員
- ・ 「公共工事の発注者責任協議会」により認定された支援技術者（1種）の資格取得者
- ・ 試験研究機関の研究員

写真（開催時の状況）



①審議（その1）

各議事について事務局より資料等の説明を行い、委員会で審議しました。



②審議（その2）

各議事について事務局より資料等の説明を行い、委員会で審議しました。



③審議（その3）

各議事について事務局より資料等の説明を行い、委員会で審議しました。